

令和7年11月26日宣告

令和6年（わ）第74号、第83号、第94号、令和7年（わ）第3号
非現住建造物等放火、森林法違反、邸宅侵入、窃盗被告事件

主 文

5 被告人を懲役5年に処する。

未決勾留日数中260日をもその刑に算入する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

10 第1 〔令和6年11月18日付け起訴状記載の公訴事実関係〕

Aが管理し、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない福島県喜多方市a町b字C丙d番地▲所在の家屋（木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、床面積合計約140.59平方メートル）に放火しようと考え、令和5年7月17日午前0時30分ころ、同家屋敷地内において、同家屋玄関脇外壁前に発泡スチロール等を置いた上、同外壁及び同発泡スチロール等に灯油をまいて、同発泡スチ
15 ロール等にライターで点火して火を放ち、その火を同家屋に燃え移らせ、よつて、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物である同家屋を全焼させて焼損した

第2 〔令和6年12月16日付け起訴状記載の公訴事実関係〕

20 令和6年5月18日午後9時15分ころから同日午後10時59分ころまでの間に、福島県河沼郡f町g大字h字i▲番▲福島県河沼郡会津坂下町が所有する山林において、地面の上に機械の部品などが入った段ボールを置き、その上に灯油をまいた上、これにライターで点火して火を放つなどして、その火を周囲の立木等に燃え移らせ、よつて、前記山林のほかB所有の山林及び国有林
25 の合計約1万6044平方メートルを焼損し、もつて他人の森林に放火した

第3 〔令和6年10月25日付け起訴状記載の公訴事実関係〕

C 農業協同組合が所有し、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない
福島県喜多方市 j 町 k 字 1 ▲ 番地所在の倉庫（木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、
床面積約 69.56 平方メートル）に放火しようと考え、令和 6 年 6 月 11 日
午前 3 時 41 分ころから同日午前 4 時 1 分ころまでの間に、同倉庫の北側壁面
5 の破損部分から同倉庫内に火を付けた発炎筒を入れて火を放ち、その火を同倉
庫の壁面等に燃え移らせ、よって、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人が
いない建造物である同倉庫を全焼させて焼損した

第 4 〔令和 7 年 1 月 30 日付け起訴状記載の公訴事実関係〕

金品窃取の目的で、令和 6 年 8 月 17 日、D が看守する福島県喜多方市 m 町
10 n 字 o ▲ 番地所在の空き家に、無施錠の玄関西側縁側掃き出し窓から侵入し、
そのころ、同所において、同人管理のゲーム機 1 台等 8 点（時価合計約 131
0 円相当）を窃取した

ものである。

（証拠の標目）

15 省 略

（弁護人の主張に対する判断）

1 関係各証拠によれば、被告人が本件各犯行に及んだことが認められるところ、
弁護人は、被告人は、本件各犯行当時、少なくとも行動制御能力を欠いていた疑
いが残るから、責任能力がないものとして無罪が言い渡されるべき旨主張する。
20 当裁判所は、被告人が、本件各犯行当時、完全責任能力を有していたと判断した
ので、以下、その理由を説明する。

2(1) 関係各証拠によれば、被告人が、①放火行為が危険であり、他人の生命に被
害を生じさせるものであると認識していたこと、②不愉快な出来事が生じ、む
しゃくしゃした気分を発散するために放火をしようと考えた後、人目を避ける
25 ために、人通りの少ない深夜になるまで家で待つなどして判示第 1 ないし第 3
の放火（以下「本件各放火」という。）に及んだこと、③人を殺したくなかつ

たため、人の住む家屋を避け、空き家や倉庫を選んで放火に及んだこと、④判
示第4の窃盗（以下「本件窃盗」という。）について、人目の少ない時間帯で
ある早朝に、指紋を残さないために手袋を着用して侵入窃盗を行ったことが認
められる。

5 このような犯行に至る動機及び犯行態様に照らせば、被告人は、不愉快な気
分を発散するという、短絡的ではあるものの十分了解可能な動機に基づき、本
件各放火に及んでいたことが認められる。また、被告人は、人目の多寡等の周
囲の状況を正しく認識した上で、被告人なりに人命への危険が比較的少なく、
捕まりにくい犯行場所を選択し、放火又は窃盗を見とがめられずに実行すると
10 いう目的に向け、空き家や倉庫を選ぶ、夜間早朝まで待つ、指紋を残さないた
めに手袋を着用するという合理的な行動をとっていることが認められる。そう
すると、被告人は、本件各犯行当時、放火又は窃盗に対する衝動を感じながら
も、犯罪の成功に向け自己の行動を的確に制御できていたと認められる。

 この点に関し、起訴前の簡易鑑定としてE医師が作成した精神鑑定書（甲6
15 6、以下「E鑑定書」という。）によれば、被告人について、判示第3の犯行
当時及び現在も軽度知的障害として矛盾しないとしつつも、通常の社会生活を
論理的思考及び法に従って営むに足りる善悪の概念形成はなされ、善悪を区別
し行動する能力を有すると考えられるとしている。そして、被告人は、罪悪感
を抱きつつも、当該疾患ゆえに自身の気分不快等に合理的に対処することが困
20 難であるため、過去に気分不快が晴れた経験から、安直な行動として判示第3
の犯行に至った旨を指摘しており、前記認定事実にも整合するものである。E
鑑定書は、その鑑定資料や判断過程において、信用性に疑いを差し挟むべき合
理的な事情が特段見出せないから、十分、信用でき、被告人の軽度知的障害が
責任能力に与えた影響は著しくないといえることができる。

25 以上によれば、被告人が、本件各犯行当時、軽度知的障害の影響により行動
制御能力が著しく減退していたとは認められず、完全責任能力を有していたと

認められる。

(2) これに対し、弁護人は、被告人が軽度知的障害を有するために、合理的対処の脆弱性を凌駕した場面において、衝動行動制御への不安は否定できず、被告人が面識のある者の所有する家屋に放火していることから、被告人が本件各犯
5 行当時行動制御能力を欠いていた疑いがある旨主張するものと解される。

しかし、E鑑定書は、被告人の行動制御能力について、ストレス耐性の脆弱性や合理的問題解決の稚拙さゆえに衝動に流されやすいという特性を指摘するものに過ぎず、善悪を区別し行動する能力を有することを否定するものではない。また、知人所有の空き家に放火した点について、被告人の供述を踏まえる
10 と、被告人においては、放火により人が死なないことが重要であり、家屋の所有者よりも家屋が空き家であるという事実を重視することは、一応、合理的な判断に基づくものといえることができ、被告人の行動制御能力を疑わせるものではない。前記(1)のとおり、本件各犯行当時、被告人が、放火という犯行を実現するために、自身の衝動を制御して人目の少ない夜間まで自宅で待機し、被告
15 人なりに危険が少ないと考えた対象である空き家を選定して放火するなどの合理的な行動をとっていることから、本件各犯行当時の被告人の意思決定は、基本的には正常な精神機能によって説明でき、被告人において、軽度知的障害によって行動を制御する能力が著しく減退した状態にはなかったことは明らかである。

その他、弁護人は、被告人に軽度知的障害以外の精神障害があり、これによって行動制御能力を欠いていた旨も主張するものと解されるが、E鑑定書によれば被告人は放火症には該当しないことが認められ、ほかに精神障害があるとは
20 うかがわれない。

3 よって、弁護人の主張は採用できず、本件各犯行につき、被告人が完全責任能力
25 を有していたと認められる。

(法令の適用)

省 略

(量刑の理由)

1 本件は、被告人が、福島県喜多方市内で行った非現住建造物等放火2件（判示
5 第1及び第3）と町有の山林に放火した森林法違反1件（判示第2）、知人所有
の空き家への邸宅侵入、窃盗1件（判示第4）の事案である。

2 本件の量刑の中心となる判示第1の事実を含む本件各放火をみると、放火の対
象となった空き家や事務所は、周辺に事務所や倉庫等の建物がある地域にあり、
灯油等を用いて放火されたことにより燃え広がり、周囲の建物も類焼するに至っ
10 た。また、山林への放火では、周囲に草木が生い茂っていた場所に灯油を用いて
放火したことにより広範囲に延焼し、近隣の個人所有の山林や国有林をも焼損す
るに至った。このように、本件各放火は、不特定多数の者の生命、身体、財産に
危険を及ぼしかねないものであり、実際に生じた財産的損害も甚大で、地域住民
のみならず、社会全体に多大な不安と恐怖を与える態様である。被告人は、むしゃ
15 くしゃした気持ちを晴らすためという身勝手な動機から本件各放火に及んでおり、
強い非難に値する。

本件窃盗についてみても、無施錠の窓から侵入し、窓を外したり家屋内を荒ら
したりしながら換金可能性のあるものを物色し、被害品を窃取するという態様は、
利欲目的による犯行で、実際に換金行為に及んでいることを踏まえても悪質であ
20 る。お金が欲しかったとの動機に酌むべき点はなく、被害者の処罰感情が厳しい
のも無理はない。

3 このように、総じて本件各放火及び本件窃盗の犯情は重く、相応の実刑は免れ
ないが、本件各犯行の遂行には、被告人の軽度知的障害の影響が否定できないこ
と、被告人に前科がないことといった被告人に有利な事情を考慮し、主文の刑に
25 処するのが相当と判断した。

(求刑 懲役6年)

令和7年11月26日

福島地方裁判所会津若松支部

裁判長裁判官 佐藤久貴

5

裁判官 島崎卓二

10

裁判官 本村理絵